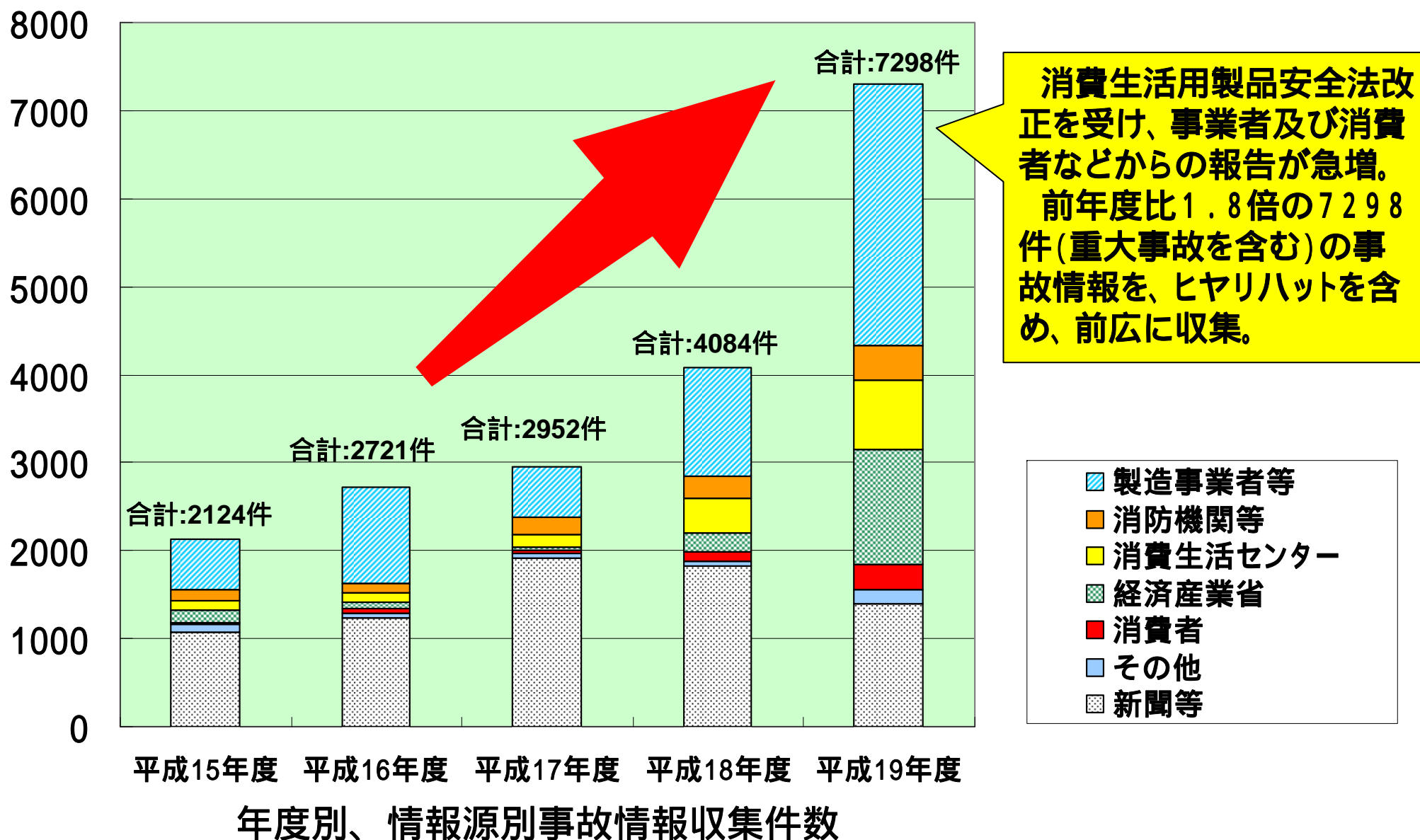


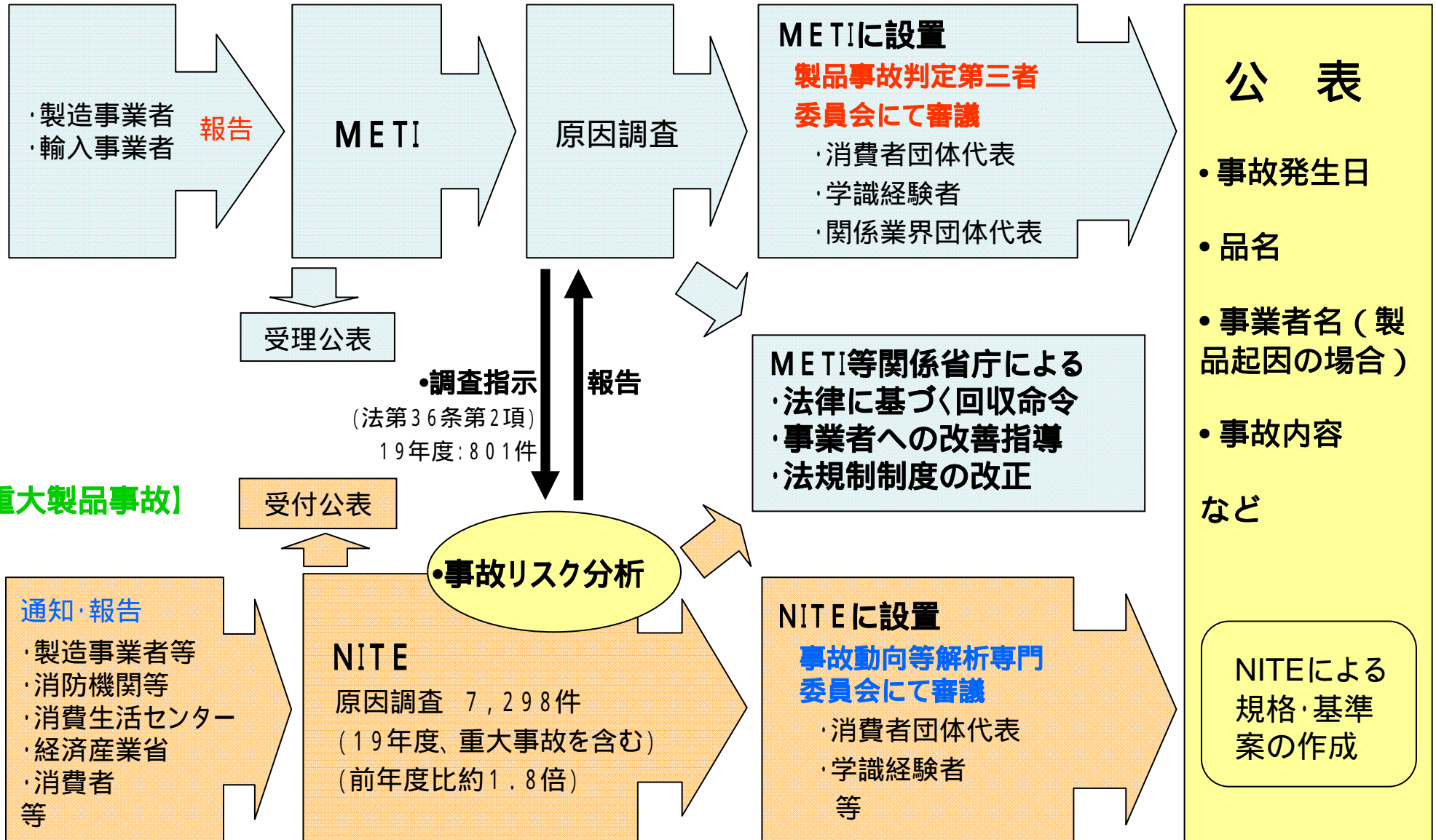
2 . N I T E の製品安全業務の概要

NITEの事故情報収集件数の推移(情報源別)



事故情報業務処理フロー図

【重大製品事故】



N I T E の事故原因究明の特長

事故原因究明

- 電気、機械、化学等の技術者により、収集した全ての事故情報について調査、原因究明を実施
- 事故発生後、迅速に現地において事故品を確保するとともに、現場調査を実施
- 事故の種類に応じ、全国各地で保有する設備を活用
- 外部機関（消防、大学、公設試等）と密接に連携
- 過去の事故情報を基にリスク分析を実施

経済産業省への報告、提言

- 事故の原因究明の結果をリスク分析結果とともに速やかに経済産業省へ報告
- 事故原因に応じ、事故の再発防止のための対策を提言
- 未然防止のための対策を提言

事故原因の究明事例

FF式暖房機

一酸化炭素中毒事故。
平成17年に4件発生。
死亡者2名。

CO中毒



消費生活用製品安全法の規定に
基づく回収等の緊急命令

事故原因
を究明

CO中毒の原因を
徹底調査。
ホース劣化原因、
燃焼排ガス漏れの
メカニズムを解明。

製造事業
者による
製品回収

法改正

安全装置の設置や、劣化に
対する点検の実施による再
発防止対策を提言・公表

当該製品を含み、
長期使用製品安
全点検制度が導
入された。

ガス給湯器

一酸化炭素中毒事故。
平成17年11月までに
28件発生。
死亡者21名。

CO中毒



自主回収
品の調査
を実施

CO中毒の原因を徹底調査。
排気ファン作動不良、燃焼
排ガス漏れのメカニズムを
解明。

消費生活用製品安全法の規定に
基づく回収等の緊急命令

製造事業者による製品回収

事故原因の究明事例

デスクマット

平成17年、両腕の手首から肘にかけて皮膚炎（紅斑）を発症。以後、同様事故が多発。



ポリ塩化ビニル手袋による皮膚障害

ポリ塩化ビニル手袋の使用による皮膚炎を発症した事故が多発。



NITE化学物質管理部門との連携により、皮膚炎発症の原因物質（有機系抗菌剤）を特定。

事故原因を究明

(活用)

化学センター
化学物質D/B

(活用)

製造事業者による製品回収

厚労省へ情報提供
同省が重大製品事故として公表

事故原因を究明

NITE化学物質管理部門との連携により、皮膚炎発症の原因物質（安定剤及び可塑剤）を特定。

業界全体で製造材料変更

事故原因の究明事例

(消防、大学と連携)

スピーカー

スピーカー内部のランプの発熱によりウレタン製の吸音材が発火し、延焼。



大学、消防
と共同で
事故原因
を究明

アンプの故障によりスピーカーに異常電流が流れ、スピーカーの保護ランプが異常発熱し、接触していたウレタン製の吸音材が発火したものの。

製造事業者による構造の変更

食器洗い乾燥機

食器洗い乾燥機から出火し、周囲を焼損。



消防と
共同で
事故原因
を究明

ファンモーター部に洗淨水が浸入し、モーター部品に傷があったため、異常な電流が流れ、過熱して発火に至ったもの。

製造事業者による製品回収

事故原因の究明事例 (対策を提言)

**おしゃれ用度無し
カラーコンタクトレンズ**
若者たちの間で流行している度無しカラーコンタクトレンズの装用による眼障害が多発。



**安全性及び
海外規制等
の実態調査
を実施**

生活者から求められるレンズの安全性について、有識者、関係省庁等（厚労省、国立医薬品食品衛生研究所等）からなる委員会を発足させ、調査結果を経産省、厚労省へ報告。厚労省は薬事法による規制を予定。

電動車いす

日常生活における移動に不自由をきたした高齢者等が利用するハンドル形電動車いすで重大事故が多発。



**安全性
に係る
実態調査
を実施**

操作性を含めた安全性について、試買品の試験による実態調査を実施。結果、安全性に係る規制が必要である旨、経産省に提言するとともに技術基準案を提案。経済産業省は、消安法の特定製品として指定予定。また、JISの改正審議中。

製品事故情報の整理・公表

調査結果は、事故情報データベースとしてインターネットで公表するとともに、製品事故の未然・再発防止のための情報提供をしています。また、受け付けた事故情報を速やかに公表しています。

・調査結果等の公表

事故情報の公表

- ・最新受付事故情報をHP上で毎週公表
- ・事故情報調査・分析結果報告書を毎年度作成、配布

製品安全情報の提供

- ・特記ニュースの発行による注意喚起（プレス発表等）
- ・Eメールマガジン（PSマガジン）の配信
- ・誤使用防止ハンドブック（消費者用、事業者用）の発行

・NITEのデータベースの特長

- ・事故情報（製品名、事故内容、事故原因等）をすべて掲載
- ・社告・リコール情報を掲載

これらの情報は、インターネットを通じて検索が可能
（アクセス件数 年間290万件以上）



3 . P I O - N E Tに関するNITEからの要望

PIO - NETに関するNITEからの要望

- 本年、NITEには2台のPIO - NET端末機が設置(東京及び大阪各1台)されたことから、事故のリスク分析に活用するため過去の同種事故の検索等を実施しているところですが、PIO - NETから得られる情報は、NITEがよりよく活用するために必要とする情報としては十分ではないのが現状です。
- つきましては、以下の事項についてPIO - NET情報の改善を行っていただきますよう要望いたします。
【改善を要望する情報項目】
 - 人的被害の内容(被害の程度がわかるように)
 - 人的被害以外の被害状況
 - 製品名及び型式(型式が入力の必須項目となっていないことと、製品名が統一されていないことにより、同型式の製品についての事故情報を集約することが困難)
- また、今後、この情報を元に事故原因究明を行うこととなった場合には、以下の情報について追加していただきますよう要望いたします。
 - 事故品を提供する意思の確認

PIO-NET情報の例

【エアコン】

[全項目] [受付]2008年03月04日 [害険]2 危険
[分類]1 -C31[内容]01020409 [経由]
[契約] 2005年 月 日[拡]1無
[件名] 3年ほど前に購入したエアコンのコードと延長コードの接合部が溶けた。新しいコンセント設置に実費が必要と言われた。
[概要] 購入店に苦情を言ったところエアコンと既存のコンセントをつないでいる延長コードでは容量オーバーということで、実費負担で新たに適切なコンセントの設置が必要と言う。設置当時、工事に来た業者の判断で延長コードを使用しそのために生じた不具合のために火事にもなりかねない状況だったにもかかわらず、店から何の謝罪もないばかりか実費を負担しろというのは理不尽ではないか。納得がいかない。
[商品名]ルームエアコン [属]
[期間]083年
[契約先] [店]
[製造者]
[相談者] 60才 2女性[職]3 家事従事者
[当事者]1 同じ 60才 2女性[職]3 家事従事者
[販形態]0 店舗購入 [払手段]
[信供与]1 無 11 即時払
[契約金額] 15,000 円 [既払金額] 0 円
[危害内容] [危険内容]04 過熱・こげる
[事故日] 2008年03月 日 時[場所]01 家庭 05 居室

【電気洗濯機】

[全項目] [受付]2002年08月08日 [害険]2 危険
[分類]1 -C23[内容]0102 [経由]
[契約] 1997年 月 日[拡]1無
[件名] 5~6年前購入し普通に使用していた二槽式洗濯機の脱水槽が突然壊れ、中ぶたと洗濯槽も破壊した。
[概要] 左側の洗濯をしつつ右側で脱水するため、少量の服(大人Tシャツ5枚程)を入れ中ぶたと外ぶたを閉め回転させた。1分位で大音がして逃げた。脱水槽は壊れ洗濯槽をつき破って止まり、中ぶたは弾じけ飛んだ。洗濯槽は穴があいて使えず、脱水槽は中の筒状の部分が抜き取り出せる様な壊れ方。事故原因調べ、修理か交換して欲しい。
[商品名]二槽式洗濯機 [属]
[型式名]
[期間]105年
[不良]脱水槽 [素材]
[製造者]
[相談者] 70才 2女性[職]2 自営・自由業
[当事者]1 同じ 70才 2女性[職]2 自営・自由業
[販形態]0 店舗購入 [払手段]
[信供与]4 不明・無関係
[危害内容] [危険内容]12 破損・折損
[事故日] 2002年08月08日09時[場所]01 家庭 06 洗面所

NITE様式

((販売事業者、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)等用))

(nite様式-2)

通知書

(注) ※印の欄には記入しないでください。

(販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体(消費生活センター等を含む。)用)

取扱注意

※管理番号	
※受付年月日	年 月 日

製品名 品名(ブランド名)			
機種・型式等	生産国名:		
製品に付されている表示又はマーク	取扱説明書の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
事故発生年月日	年 月 日	午前・午後	時 分
事故発生場所	●(住所) (具体的場所)		
被害者	●氏名: 性別: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 ●年齢: 才		
火災の有無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無
人的被害の概要	1.死亡()名 2.負傷又は疾病(全治30日以上のもの)()名 3.その他軽傷又は疾患(病院治療()名・家庭内治療()名) 1.骨折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 5.火傷 6.皮膚障害 7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能障害 10.音声機能、嚥下機能又はしゃく機能の障害 11.肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器機能の障害 14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素以外の中毒() 17.窒息 18.感電 19.その他() <input type="checkbox"/> 人的被害なし		
人的被害以外の被害状況	1.製品破損の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 2.当該製品の周辺への被害状況の有無 <input type="checkbox"/> 有(その内容) <input type="checkbox"/> 無		
製品の購入及び使用状況	購入年月日: 年 月 日 購入先: 使用期間: 年 月(日)		
事故内容	(詳細を記述してください。別紙に記載していただいても結構です。)		
事故原因 (真所における原因)			
●被害者の要望	1.被害金額の弁償 2.製品交換 3.修理・点検 4.引き取り(代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪(他になし) 8.その他()		
製造事業者等の名称及び所在地	(名称): (業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者 3.発売元 4.その他 (所在地): (電話番号): ●(担当者氏名):		
通知書作成者	(名称・機関名) (氏名) e-mail: (住所) (電話番号): (FAX):		

事故品の提供及び事故品の解体についての確認	事故品提供について(事故品をniteに提供していただけますか) → 可・否
	事故品返却について(提供いただける場合は、返却する必要がありますか) → 要・否
	事故品解体について(試験によって解体してもよろしいですか) → 可・否

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。

(注) 通知に当たっては、原則として本様式によりますが、他の様式でも上記項目が網羅されていれば、本通知書に替えることができます。また、●印の項目の記載(住所については町村以下の部分に限る。)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

nite報告様式

NITEがインターネットで公表している事故情報の例

【エアコン】

事故情報詳細

事故発生日	2006/05/29
年度番号	2006-1421
品目	01. 家庭用電気製品
品名	エアコン【電気冷房機】
型式	ARHJ1602VAA
製造輸入販売業者	三洋電機(株)
製品使用期間	約5年
事故通知者	消費者
事故内容	パッケージエアコンシステムの屋根裏の室内ファンモーターが焼損し、居間に煙が充満した。
被害の種類	5. 製品破損
事故原因	室内機のファンモーター巻線部分の配線状況から、モーター組立工程での巻線整形ミスにより、主巻線の外側巻線部が補助巻線に接触・ショートし、巻線に過電流が流れ発熱し、白煙が生じたものと推定される。
原因区分	A3
再発防止措置	ファンモーターの製造メーカーに対し、コイル仕上げ工程における作業管理の徹底と作業後の工程検査の徹底を指示した。なお、当該機のファンモーターは金属で覆われ、さらに本体も金属外郭やガラスウールで覆われており、安全装置(温度過昇防止装置及び電流ヒューズ)を内蔵しており、発煙以上の拡大被害に至る可能性は低いと考えられることから、当該機に対する措置はとらなかった。

原因区分 A3:

専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもののうち、「品質管理不十分」のもの

【電気洗濯機】

事故情報詳細

事故発生日	2007/03/15
年度番号	2006-3871
品目	01. 家庭用電気製品
品名	電気洗濯機(全自動)【電気洗濯機】
型式	ES-U70C
製造輸入販売業者	シャープ(株)
製品使用期間	約5年
事故通知者	消費者センター
事故内容	全自動洗濯機で洗濯したところ、異臭がしており、すすぎの工程頃から発煙が始まった。
被害の種類	5. 製品破損
事故原因	当該機のクラッチレノイドのリード線の配線処理状態及び結束バンドの締め付け状態、さらに運転中の振動が重なり、結束部分に局所的なストレスが加わったため、リード線が断線し、制御基板上のトランジスター、抵抗、マイコンにショート電流が流れ、発煙したものと推定される。
原因区分	A2
再発防止措置	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であり、マイコンが破損した時点で、電源入力用のリレーがオフとなり、電源の供給が遮断されることから、拡大被害に至ることはないため、措置はとらなかった。なお、クラッチレノイドのリード線を覆っているチューブ、基板のモールド樹脂は難燃材料を使用している。

原因区分 A2:

専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもののうち、「製造不良」のもの